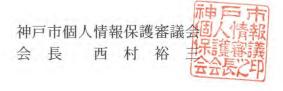
第112回 神戸市個人情報保護審議会

特定個人情報保護評価書点検部会の 実施結果について (報告)

神戸市長 久 元 喜 造 様



答 申

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき,令和4年3月8日付け神行住第2405号により諮問のありました下記の事項について,次のとおり答申します。

記

「住民基本台帳事務」に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書) <特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則 第一号)第7条第4項に関して>

- 1 本件特定個人情報保護評価書の記載内容については、特段の問題は認められないので、妥当とする。
- 2 特定個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、特定個人情報保護のためのリスク対策を上記評価書の記載内容に従い、確実に実行する必要がある。

神行住第2405号 令和4年3月8日

神戸市個人情報保護審議会 会長 西村 裕三 様

神戸市長の元喜造

諮問

神戸市個人情報保護条例第33条第2項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

「住民基本台帳事務」に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書) <特定個人情報保護評価に関する規則(平成二十六年特定個人情報保護委員会規則 第一号)第7条第4項に関して>

担当:行財政局住民課